

別紙 障害児通所支援の利用対象確認方法

以下の書類のいずれかを御用意ください。

- ① 障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳)
- ② 療育が必要であることが記載された医師の診断書・意見書
- ③ 特別児童扶養手当または障害児福祉手当を受給していることを証明する書類
- ④ 自立支援医療受給者証(てんかんによる医療受給者証を除く)
- ⑤ 特定疾患医療受給者証
- ⑥ 障害福祉サービスの受給者証
- ⑦ 特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室の在学(在籍)証明書
※ 通級指導教室退級3か月を経過している場合は対象外となります。
- ⑧ 児童相談所の判定書、心理検査結果報告書等
- ⑨ 地域療育センターが発行する利用証明書
- ⑩ 子ども発達・相談支援センターが発行する支援方針
- ⑪ (市外転入の場合)転出自治体での受給者証の写し等

※ 各種受給者証は、給付決定期間の開始日(更新も同様)が有効期限内であること。
利用対象確認は、期間更新時にも必要になります。

※ ⑨⑩ 地域療育センターまたは子ども発達・相談センターにおける書類発行について
支援の必要性を判断するために、保護者からの聴き取りやお子様の評価、診察等を行います。各センターへご相談後、書類の発行までにある程度お時間がかかります。期間更新の際にも、面談・診察等が必要となる場合がありますので、期日に余裕をもってご相談ください。また、評価・診断等の結果、支援の必要性が認められない場合もございます。